

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま鴻巣線

三 道路の区域

| 新           | 旧                                       | 旧<br>新<br>別      |
|-------------|---|------------------|
| 四二三番一地先まで   | 鴻巣市原馬室字鉄砲宿三七一六番一地<br>先から同市原馬室(元高尾)字半在家二 | 区<br>間           |
| 一〇・六〇〇二〇・七九 | 八・七〇〇一八・九二                              | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 二五六・九〇      |   | 延<br>長<br>(メートル) |
| 道路改良工事による。  |   | 備<br>考           |